

令和7年第6回大野町農業委員会議事録

令和7年6月5日、大野町農業委員会長 目加田 菊次は、第6回大野町農業委員会を大野町役場大会議室に召集した。その次第は次の通りである。

本日の会議に付した議案

- 報第11号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 報第12号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 議第15号 農地法第3条の規定による許可について
- 議第16号 農地法第4条の規定による許可について
- 議第17号 農地法第5条の規定による許可について
- 議第18号 最適化活動の目標に対する点検・評価について

出席農業委員（11名）

- | | | |
|-------------|---------------|--------------|
| 1番 末守 吾郎 委員 | 2番 馬淵 徳次 委員 | 3番 内田 博人 委員 |
| 5番 河本 茂樹 委員 | 6番 見屋井 美栄子 委員 | 8番 目加田 菊次 委員 |
| 9番 林 和朗 委員 | 10番 山村 隆昌 委員 | 11番 野村 茂雄 委員 |
| 12番 加納 賢 委員 | 15番 飯沼 良一 委員 | |

欠席農業委員（2名）

- 清水 誠 委員 河野 正和 委員

出席農地利用最適化推進委員（10名）

- | | | | |
|----------|----------|-----------|----------|
| 岡田 松榮 委員 | 渡邊 靖 委員 | 久保田 静真 委員 | 内藤 昭宏 委員 |
| 河田 幸則 委員 | 小森 富雄 委員 | 田代 定 委員 | 所 勝重 委員 |
| 宮嶋 博幸 委員 | 野津 正明 委員 | | |

欠席農地利用最適化推進委員（1名）

- 林 竜彦 委員

本会議の職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 國枝 広典 係長 若原 宏晃 係 内藤 智仁

(令和7年6月5日 午前9時00分開会)

○議長（目加田菊次会長）

皆様おはようございます。只今より農業委員会を開催いたします。本日農業委員の河野委員と農地利用最適化推進委員の林委員から欠席届がでていますのでご報告させていただきます。また、特に届けはございませんが、農業委員の清水委員も欠席となります。それでは農業委員会憲章を唱和しますのでご起立をお願いします。

〔全員起立－農業委員会憲章唱和〕

○議長（目加田菊次会長）

ありがとうございました。ご着席ください。議事に入る前に、今回の議事録署名者を3番の内田博人委員、5番の河本茂樹委員にお願いしたいと思います。それでは報第11号について、事務局より説明願います。

〔事務局 報第11号の議案説明〕

○事務局

相続による農地の取得については許可申請が不要となっておりますが、農地法第3条の3の規定により、取得した農地がある市町村の農業委員会に遅滞なくその旨を届け出ることとなっております。

1番の案件につきましては、時効取得により農地の所有権を取得されたものであります。1筆で292㎡でございます。

2番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。8筆で5,118㎡でございます。

3番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。6筆で4,342㎡でございます。

報第11号については、以上でございます。

○議長（目加田菊次会長）

報告事項ではありますが、何かご質問があるかたはみえますか。

○農業委員（10番山村隆昌委員）

1番について、時効取得が平成2年となっているが、20年以上放置されて今届け出されるのには何か理由があるのか。分からなければ分からないでもよい。

○事務局

届出時点での説明は特になく、単に遅延したものであると思われる。

○農業委員（1番末守吾郎委員）

地域に住んでいるため補足する。届出人は時効取得の事実を知らず、後から時効の援用を行ったものであると聞いている。

○議長（目加田菊次会長）

他にご質問はございませんか。

(挙手するものなし)

○議長（目加田菊次会長）

それではご質問等ないようですので、報第11号は終了させていただきます。続きまして報第12号について、事務局より説明願います。

[事務局 報第12号の議案説明]

○事務局

農地の賃貸借権の合意解約については許可不要となっておりますが、農地法第18条第6項の規定により、その旨を農業委員会に通知することとなっております。

1番の案件につきましては、所有者と耕作者との間で賃貸借権が設定されておりましたが、岐阜県農畜産公社の転貸による賃貸借権を設定するため、令和7年4月1日付けで合意解約されたという事で通知されました。

報第12号については、以上でございます。

○議長（目加田菊次会長）

報告事項ではありますが、何かご質問があるかたはみえますか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

それではご質問等ないようですので、報第12号は終了させていただきます。

これより審議に入ります。それでは議第15号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔事務局 議第15号の議案説明〕

○事務局

農地法第3条の規定により、農地の所有権を取得したり、貸借する場合は、農業委員会の許可を要することとなっております。

1番でございます。譲受人が譲渡人より経営面積拡大（売買）のため、農地を取得されるということで申請されました。農地取得後の譲受人の世帯経営面積は15,045㎡となります。担当推進委員は所委員でございます。

2番でございます。譲受人が譲渡人より遺言による特定遺贈のため、農地の共有持分を取得されるということで申請されました。農地取得後の譲受人の世帯経営面積は6,754㎡となります。

補足いたします。譲受人と譲渡人との関係は同世帯の祖母と孫の関係で、今回取得されるのは共有持分のため、世帯経営面積に変動はございません。

担当推進委員は久保田委員でございます。

議第15号については、以上でございます。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（目加田菊次会長）

議第15号の1番の案件につきまして、担当委員であります所委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（所勝重委員）

事務局の説明とおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第15号の2番の案件につきまして、担当委員であります久保田委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（久保田静真委員）

事務局の説明とおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第15号の1番と2番の案件につきまして、ご審議ございませんか。

(挙手するものなし)

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第15号の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長（目加田菊次会長）

それでは議第16号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

[事務局 議第16号の議案説明]

○事務局

農地法第4条の規定により、自己所有農地を農地以外のものに転用する場合は、町長の許可を要することとなっており、また農地法関係事務処理要領に基づき、農業委員会としての意見を町長に送付することとなっています。

1番でございます。申請者が農地を一般個人住宅として利用するために申請されました。ただし、

すでに申請農地は一般個人住宅の庭および駐車場として利用されており、始末書が添付されております。担当推進委員は久保田委員でございます。

議第16号については、以上でございます。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（目加田菊次会長）

議第16号1番の案件につきまして、担当委員であります久保田委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（久保田静真委員）

事務局の説明どおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第16号の案件につきまして、ご審議ございませんか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第16号の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（目加田菊次会長）

それでは議第17号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔事務局 議第17号の議案説明〕

○事務局

農地法第5条の規定により、所有権の移転や賃貸借権等の設定を伴い、農地を転用する場合は、町長の許可を要することとなっており、また農地法関係事務処理要領に基づき、農業委員会としての意見を町長に送付することとなっております。

1番でございます。使用借人が、使用貸人より農地を借り受け、一般個人住宅を建築するために申請されました。担当推進委員は田代委員でございます。

議第17号については、以上でございます。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（目加田菊次会長）

議第17号の案件につきまして、担当委員であります田代委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（田代定委員）

事務局の説明とおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第17号の案件につきまして、ご審議ございませんか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第17号の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（目加田菊次会長）

それでは議第18号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔事務局 議第18号の議案説明〕

○事務局

農業委員会による最適化活動の推進等に基づき、令和6年度の最適化活動の実施状況及び目標の達成状況について点検・評価し、決定するものです。また農業委員会法第37条において、農業委員会は事務の実施状況を公表しなければならないとされており、令和6年度農業委員会の農

地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表につきまして町のホームページ上で公表させていただきます。

〔事務局 議第18号の詳細説明〕

○議長（目加田菊次会長）

議第18号の案件につきまして、ご審議ございませんか。

○農地利用最適化推進委員（久保田静真委員）

遊休農地の増加について、去年からタブレットでの現地確認を行っている。これまでの実施方法と異なり、より取りこぼしが少なくなっているため、多くなったと認識しているが、どうか。

○事務局

ご指摘の通り、タブレットを活用した現地確認の効果として新規発生の遊休農地が増加していると考えられる。

○農地利用最適化推進委員（久保田静真委員）

遊休農地のなかには、到底耕作できないような状態になっているものもあり、その件数および面積も増加している。どことは言わないが7反にも広がっている農地もあり、病虫害の発生源ともなっている。遊休農地への対応として非農地判断があるが、非農地判断によってそれらを遊休農地として取り扱わないようにする予定はないのか。

○事務局

遊休農地を仮に非農地と判断しても、現実に農地と隣接する荒廃した土地がなくなるわけではない。補助金等を活用した再整備の可能性を残すため、非農地判断は慎重に行っている。

○議長（目加田菊次会長）

県やJA等と連携し補助金等を活用とあるが、担い手が遊休農地を整備するのに利用できる補助金は何があるのか。

○事務局

目加田会長が以前利用された、県の補助があります。

○議長（目加田菊次会長）

補助額は整備をまかなうにはとても少ないですが、皆さんも是非ご活用いただければと思います。
議第18号の案件につきまして、他にご審議ございませんか。

(挙手するものなし)

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第18号の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長（目加田菊次会長）

以上で本日の案件は終了しましたが、他になにかございますか。

(挙手するものなし)

○議長（目加田菊次会長）

それでは、次回の農業委員会については7月4日9時より行います。よろしく申し上げます。

○農業委員（1番末守吾郎職務代理者）

本日はご多忙の中、第6回農業委員会にご出席いただきましてありがとうございます。これをもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

本日の審議事項を明確にするため、会議録を作成する。

会長

目加田 菊次



委員

内田 博人



委員

河本 茂樹



